

2024年度博士後期課程研究指導担当教員からのメッセージ

【民事法学専攻】

民法研究指導

教授 青木 則幸

民法財産法およびより広義の金融取引法に関するいずれかの課題について関心をもつ大学院生を対象に、研究指導を行う。比較法による研究の指導については、アメリカ法を対象とする。研究には、先人によって蓄積された叡智の承継の側面があると同時に新たな知識を創造する創作活動としての側面がある。知的刺激を得る機会を逃さず、未踏の知的領域に自らのアイデアをもって果敢に踏み出すフロンティア精神をもった大学院生を歓迎する。

民法研究指導

教授 秋山 靖浩

民法財産法および土地法・不動産法の分野について指導を行います。私自身の主な研究対象は不動産の所有と利用に関わる法制度であり、比較法はドイツ法を扱っています。希望者は事前にご相談ください。

民法研究指導

教授 大澤慎太郎

数ある人生の選択肢の一つということではなく、真に研究者として活動したいと強くお考えの方を望みます。私自身の研究対象は主として担保法（特に、人的担保）の範囲にありますが、財産法をめぐる問題を取り組まれるのであれば、その内容を限定するつもりはございません。比較法はフランス法を扱っておりますので、ドイツ法や英米法を対象とされる方については、適さないかもしれません。いずれにいたしましても、諸事ご相談した方がよろしいかと存じますから、受験を希望される方は、事前に大澤までご連絡ください。

民法研究指導

教授 大塚直

不法行為法の分野を中心に指導します。最新の議論をフォローするとともに、理論的な問題、学説の対立の背景にある価値について全員で議論します。新しい法的問題にも関心をもち、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人の応募をお願いします。

民法研究指導

教授 大場浩之

私自身の主たる研究テーマは、ドイツ法を比較対象とした上での、不動産公示制度論・物権変動の法的構造・物権債権峻別論批判などであり、とりわけ民法の体系論にも強い関心をもっています。しかしながら、それ以外の研究テーマに关心のある方であっても、学問および研究活動に対して真摯な態度で熱心に取り組む覚悟があるのであれば、喜んで歓迎します。なお、様々な点で相談に応じたいと思いますので、できる限り、応募される前にお問い合わせ頂ければ幸いです。

民法研究指導

教授 三枝健治

研究に対する熱意に加え、一定の語学力と論理的思考力を持っている者であれば、研究テーマや比較法の対象を問わず受け入れる。なお、私自身はアメリカ法を比較法の中心的な素材としている。

民法研究指導

教授 白石大

民法の財産法を中心に指導を行う。私自身の研究分野は債権法および担保法であり、主にフランス法を比較法の対象としている。希望者は事前に相談されたい。

民法研究指導**教授 橋本有生**

この研究室では、家族法の分野を対象に研究指導を行います。また、私自身、成年後見制度にも関心があるため、判断能力の低下した高齢者や精神・知的障害者の財産管理等も含めた研究を行っています。さらに、そのような方々に対する医療やケアの観点からは、医事法の分野にも接近した研究を行います。したがって、必ずしも家族法の分野に限らず、以上のようなテーマに興味のある学生も歓迎します。

民法研究指導**教授 山口齊昭**

私自身の主たる研究領域は、不法行為法、医療事故・交通事故を中心とした損害賠償法、医事法（最近の興味は高齢者医療）であるが、真摯に研究を行い、それを積極的に発信していく意欲のある者であれば、どのような分野に関心を持つ者でも歓迎する。入学希望者には、事前の相談に応じるため、問い合わせられたい。

民法研究指導**教授 山城一真**

研究指導については、分野・比較法の対象は限定いたしません（私自身の関心については、公開されている業績一覧等をご参照ください）。指導にあたっては、学生による自主的な研究遂行を尊重しつつ、適切な方向づけを与えるよう心がけたいと念じております。私自身も、功成り名遂げた研究者ではありませんから、一緒に真剣な議論をし、その刺激を通じて互いに成長することができるような学生と接したいと強く願っております。入学を希望される方は、事前にご相談ください。

民法研究指導**教授 山野目章夫**

研究者としての高い志を抱く方を期待する。研究課題を選ぶ領域は、とくに限定しない。比較法の研究指導は、フランス法を中心とする。希望者は、可能である限り、事前に相談することを望む。

商法研究指導**教授 大塚英明**

商法のうち、会社法、手形小切手法、および保険法のいずれかを深く研究したい方を歓迎します。入学資格さえあれば、国籍や立場等は問いません。現在、私の博士後期課程には留学生や社会人学生も在学しています。博士後期はじっくり目標を定めて重厚な研究を基礎づける期間ですから、慎重な「研究」を行う覚悟さえあれば、結構です。もっともその反面、「学生気分」を味わいたいだけの方や、論文を完成させていくだけの気力のない方に場を提供するつもりはありません。しっかりと自分の研究方針を見定めてから受験してください。

商法研究指導**教授 尾形祥**

博士学位の取得を希望する者および研究職を志望する者を対象とし、会社法を中心とする企業法制について研究指導と論文指導を行います。私自身は、日本法、北欧法、EU法、アメリカ法を研究していますが、受講生の比較法の対象は限定しません。入学希望者は、事前に相談してください。

商法研究指導**教授 尾崎安央**

博士後期課程進学者は将来の研究者を志す学生であるとの理解に立ち、博士後期課程の目的に鑑みて、博士学位を取得するための論文指導をしたいと思います。各自、学位取得にふさわしいテーマ、そして将来の研究者たるにふさわしいテーマをもって進学することが望されます。なお、外国人留学生で博士後期課程に進学を希望する者については、指導の関係から、十分な日本語能力と日本法・自国法の知識を具えていることを要求します。なお、尾崎は2025年3月末日をもって定年退職する予定ですが、法学学術院の商法担当の先生方に十分な引継ぎを行い研究指導は継続します。

商法研究指導**教授 黒沼悦郎**

研究職を志望する者、および博士学位の取得を希望する者を対象とし、会社法、資本市場法を中心とした企業法制についての研究指導を行う。私自身は、比較法の素材として主としてアメリカ法を扱っている。

商法研究指導**教授 鳥山恭一**

研究職を志望する者を対象にし、会社法、有価証券法などを中心にした企業法制についての研究指導を行なう。日本の企業法制だけではなく、諸外国の法制度にも関心をもってもらいたい。私自身は、日本、フランス、EUの企業法制を研究対象にしているが、受講生に私の研究対象を強制するつもりはない。

商法研究指導**教授 箱井崇史**

私の現在の研究テーマは、運送契約法を中心とする商取引法・国際商取引法です。また、商法の総論にも関心をもっています。もっとも、応募者の具体的な研究領域は問いませんし、個別に相談に応じます。研究者になろうという覚悟と十分な研究意欲をもった方に来ていただきたいと思います。私の研究指導を希望する方は、あらかじめ電子メールで連絡を取ってください (htaka●waseda.jp ※●は@に変換してください)。

商法研究指導**教授 福島洋尚**

研究職を志望する者、博士の学位の取得を希望する者を対象として、会社法を中心とする企業法制について研究指導、論文指導をしたいと思います。私自身は日本、ドイツ、EUの企業法制を研究対象としていますが、これらの研究対象を受講生に強制することはありません。各自、主体的に研究テーマを発掘してほしいと考えています。

商法研究指導**教授 若林泰伸**

金融商品取引法をはじめとする資本市場法と会社法の分野を中心に研究指導および論文指導を行います。私の比較法研究の対象は、アメリカ法です。真摯に研究に取り組む姿勢を持った方を歓迎します。志望者は、事務所を通して事前にご連絡下さい。

民事訴訟法研究指導**教授 内田義厚**

私の研究対象は、主として民事執行法の領域です。もともとは実務家（裁判官）で、民事執行手続を専門に扱っていた期間が長かったこともあります。理論と実務運用を架橋する研究を中心としています。院生の皆さんとは、実務を踏まえ尊重しつつも、それを超える、あるいは将来の立法や実務運用を見通すといった大きな視点からともに研究をしていきたいと考えています。志望される方は、事務所を通じて事前にご連絡ください。

民事訴訟法研究指導**教授 菅原郁夫**

研究領域は判決手続ですが、解釈論というよりは立法論、政策論を中心に研究してきました。これまで、平成8年民事訴訟法改正前後の記録調査や、民事訴訟利用者調査を2000年、2006年、2011年、2016年の4回にわたり実施しています。そのような実証的なデータをもとに、実践的な視点から民事訴訟理論や民事訴訟政策がどのようにあるべきかを研究しています。また、比較法研究は英米の制度論を中心に行っています。解釈論とは少し違う角度からの研究に興味のある方は一緒に研究をしましょう。

民事訴訟法研究指導**教授 高田昌宏**

民事手続法のうち私が主な研究対象としている民事訴訟法（判決手続）について研究指導を行います。私の主な比較法対象は、ドイツ法です。民事訴訟法を、比較法研究も試みつつ基礎から研究する意欲をもった学生を希望します。

民事訴訟法研究指導**教授 勅使川原 和彦**

研究対象は、大きく二種類、我が国民事訴訟法の判決手続、または、国際民事訴訟法（主として財産法に関する事件）を中心とします。

比較研究対象は、ドイツの民事手続法およびEUの民事手続法です。

基礎理論を丁寧に探求し、実務にも目配りしながら、独創性あふれる研究者を志す学生を望みます。

民事訴訟法研究指導**教授 松村和徳**

研究対象は、民事訴訟法及び民事執行・保全法の領域を中心とします。私自身は倒産法、非訟事件手続法にも関心がありますので、研究領域をこれらの分野に広げることも可能です。比較研究対象は、ドイツ及びオーストリアの民事手続法です。現在的問題の研究も重視しますが、基礎理論の研究を原則としていきます。院生には、歴史的考察を踏まえた基礎理論の探求と実務をも見据えた実践的考察を重視する研究を希望します。

倒産処理法研究指導**准教授 棚橋洋平**

アメリカ法を比較法の対象としながら、倒産処理法を研究しています。現代では、倒産処理の方法も、また、倒産に巻き込まれる利害関係人も多種多様といえ、基礎理論に立ち返って理論的検討を要する倒産処理法上の問題が多数生じているといえます。指導にあたっては、比較法を踏まえ、平時実体法や実務の動向にも留意しながら解釈論を展開できる研究者を養成したいと考えています。

倒産処理法研究指導**教授 山本研**

倒産は現代社会において不可避の現象ですが、それに伴い法的にも様々な問題が生ずることから、倒産処理法の分野はしばしば『法律問題のるつぼ』とも称されています。博士研究指導においては、このような倒産処理の過程で生ずる様々な（そして新たな）問題に対応できる解釈論的・立法論的能力を涵養すべく、比較法的検討をふまえつつ、手続法的観点と倒産実体法的観点の両面から掘り下げた研究を行い、それと連動して研究成果を博士論文に結実させることを目指した指導を行います。

労働法研究指導**教授 大木正俊**

労働市場の大きな変化は、労働法学のあり方自体にも大きな影響を及ぼしている。次々となされる新しい立法に労働法学は十分に対応しきれているとは言い難く、多くの魅力的な研究対象がまだまだたくさん残されている。新しい労働法学の形を示すような高い志をもった学生を歓迎する。なお、労働法を専攻する学生は、研究指導教員が誰であるかに関わらず、実質的には労働法を担当する教員のいずれからも指導を受けられる集団的な指導体制をとっている。したがって、学生は多様な観点から指導をうけることができる。

労働法研究指導**教授 竹内寿**

働くことを取り巻く環境が変化する中においては、環境変化を受けた働き手の保護等を考えることと共に、あるいは、むしろそれ以上に、望ましい働き方の実現に資する労働法を構想せんとする研究が重要となります。こうした研究を志し、かつ、自ら問題を発見しそれを解かんとする積極的、主体的な姿勢を持つ方の挑戦を期待します。私自身は、労使関係法、アメリカ法との比較研究を専門としていますが、労働法専攻の学生については、研究指導教員が誰であるかに関わらず、実質的には労働法を担当する教員のいずれからも指導を受けられる集団的な指導体制をとっています。より多角的な観点からの指導に基づく研究者養成環境の提供に努めています。

社会保障法研究指導**教授 菊池馨実**

少子高齢化が進むわが国にあって、社会保障は国家の将来を左右するほどの大きな政策課題でありながら、これに対する法律学からのアプローチは、必ずしも十分に深められてきたとはいえないし、研究者の層もまだ厚いとはいえない。早稲田大学から社会保障法プロパーの優秀な研究者を輩出することが、いま学界はじめ各方面から求められている。未踏の地を切り拓く気概をもった院生の参加を期待しています。

知的財産権法研究指導**教授 上野達弘**

私自身は、著作権法を中心とする知的財産法の理論的課題について、ドイツなどヨーロッパとの比較法に基づき検討するとともに、インターネットやエンターテイメント・ビジネスに関わる実務的課題についても研究しています。

研究指導においては、知的財産法全体（著作権法、特許法、商標法等）およびその周辺領域に属するテーマを対象とし、多様なバックグラウンドを持った方が研究を深めようとするニーズに応えられるようにしたいと思っています。

知的財産権法研究指導**教授 鈴木将文**

博士学位の取得を目指す意欲と適性のある方を、バックグラウンドを問わず、受け入れたいと考えています。

私の研究領域は、知的財産法のうち、主として産業財産法（不正競争防止法を含む。）と国際知的財産法です。それ以外の、例えば著作権法や情報法などの分野の研究を志す方も、事情によっては受け入れますので、ご相談ください。

なお、知的財産法の研究のためには、民法、民事訴訟法、行政法等の基幹的法分野についての基礎的な知識も不可欠です。また、特に産業財産法は経済活動と密接に関係しますので、同分野を研究するためには、経済学的なものの見方を身に付けておくことが有益です。したがって、博士後期課程で学ぶ方には、知的財産法の特定分野のことだけを研究するのではなく、広い視野を持って他の専門分野からも学ぶ姿勢を持っていただきたいと思います。

知的財産権法研究指導**教授 ラーデマッハ クリストフ**

※随時更新予定

環境法研究指導**教授 大塚直**

環境法の分野での最新の議論をフォローするとともに全員で議論します。日米欧の環境法比較を行うほか、適宜最新の題材を提供し、環境法の最先端の部分を扱います。新しい法的問題にも関心をもち、環境改善に対する熱意があることを前提として、頭が柔らかく議論の強い人、理論的思考にも興味のある人、環境関連の制度設計・政策形成や市民とのリスクコミュニケーション等にも関心をもつ人の応募をお願いします。

経済法研究指導**教授 岡田外司博**

日本の独占禁止法、下請法、フリーランス保護新法等を中心とする経済法制及びアメリカの反トラスト法・フランチャイズ規制について研究しているために、研究指導の内容は、それらに関する事項を中心とすることになります。また、比較法的な検討の対象としては、これまでアメリカ法を主に扱ってきたため、アメリカ法が中心となります。カナダ法・オーストラリア法についても対応可能です。具体的な研究指導の方法・内容等については、受講者と相談の上で考えたいと思いますので、受験の方は事前に連絡して下さい。

経済法研究指導**教授 土田和博**

法科大学院が開設された後も、法学研究科博士後期課程の主たる役割が研究者の養成にあるということは変わらない。

私自身は独占禁止法の域外適用、デジタル・プラットフォーム、政府規制分野の経済法的研究、経済法の基礎理論的研究を研究テーマとしてきた。比較の対象は主としてアメリカ反トラスト法とEU競争法である。どのようなテーマを研究するにせよ、大学院ともなれば、教員から一方的に教わるというのではなく、自分も学問の発展に微力ながらも貢献するという姿勢が必要であると思われる。受験希望者は、事前に土田まで連絡して下さい。

国際私法研究指導**教授 種村佑介**

私はこれまで、イングランド法を比較法の対象とし、主として国際不法行為法や国際知的財産法の分野で研究を行ってきました。しかし国際私法に関わるものであれば、それ以外の財産法分野はもちろん、国際家族法や国際民事手続法など他の研究テーマであってもひろく受け入れます。博士後期課程の大学院生に対しては、学生としてよりも、ひとりの研究者として接します。ともに議論を重ねることで高度かつ独創的な研究をすすめ、博士論文の完成を目指しましょう。進学を希望する方は、できるだけ応募される前にお問い合わせください。相談に応じます。

国際取引法研究指導**教授 久保田 隆**

国際取引には、貿易（物品売買・運送・支払等）、投資（海外進出・合弁等）、金融（シンジケート・ローン、デリバティブ、証券化、バーゼル規制等）、プラント輸出・技術移転、電子商取引など様々あるが、これらに関わる私法・公法および紛争解決・交渉・危機管理に関する研究を指導します。私の専門は、物品売買（CISG等）、支払（電子決済、暗号資産、CBDC等）、金融（取引・規制双方）、電子商取引および交渉・危機管理ですが、それ以外の研究も歓迎します。講義内容を適切にアレンジするため、受講希望の方は事前にご連絡ください。

法社会学研究指導**教授 石田京子**

私の研究分野は、法専門職の行為規範（法曹倫理）の理論的研究と、ジェンダー及び司法に関連する実証研究です。最近は法曹コミュニティに関するジェンダー分析と、リーガルテックの世界的な発展展開と国内における法専門職の規律の関係に关心を持って研究を進めています。比較法としては主にアメリカ法を扱っています。受験希望の方は事前にご連絡ください。

以上